

宮城県行政評価委員会  
政策評価部会（平成30年度第1回）

日 時：平成30年5月21日（月曜日）

午後3時から午後4時40分まで

場 所：行政庁舎9階 第1会議室

平成30年度第1回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時：平成30年5月21日（月）午後3時から午後4時40分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第1会議室

出席委員：佐藤 健 委員 佐々木 恵子 委員 青木 俊明 委員  
館田 あゆみ 委員 梨本 雄太郎 委員 西川 正純 委員  
寶澤 篤 委員

欠席委員：稲葉 雅子 委員 内田 美穂 委員

司 会 ただいまから、「宮城県行政評価委員会平成30年度第1回政策評価部会」を開催いたします。

開会に当たりまして、宮城県震災復興・企画部長の江口哲郎より御挨拶を申し上げます。

震災復興・企画部長 震災復興・企画部長の江口でございます。本日の政策評価部会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本日の政策評価部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、今回は委員改選ということで、この度、政策評価部会委員への就任についても御快諾をいただきましたことを、重ねてお礼申し上げます。

本県の行政評価は、「行政活動の評価に関する条例」に基づき実施されているということで、建て付けがしっかりとしているものになってございますが、その中で、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」、それから東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」の両計画に基づく取組について、毎年、評価に対する御意見をいただいております。

大変限られた時間の中で、両計画に基づく膨大な県の事業を御審議いただくということで、大変御負担の多い委員会となっておりますが、何卒よろしく御願いたします。

震災から7年経て、今年は8年目に入っております。震災復興計画上は、10年のうちの残り3年は、発展に結びつける「発展期」ということで、更に着実に震災復興から発展を遂げるというスタンスで、復興の総仕上げに取り組む3か年でございます。

あわせて、「宮城の将来ビジョン」につきましても、震災復興計画と歩みを共にする形で、昨年3月に改訂しまして、残りの期間を平成32年度までということにしていますので、この3か年の政策評価は、両計画についてしっかり御審議いただきたいと思いますと思っております。

私から申し上げるまでもなく、各分野の専門の先生方でいらっしゃいますので、各分科会に分かれた御審議では、忌憚なく御関心の部分について御意見いただきますようお願いいたします。

私ども担当部といたしましても、皆様からの御意見を庁内で受け止めるという

立場の中で、御審議いただいたことをしっかりと県の施策に反映できるように、私も企画部にいながら、なかなかこれだけの膨大な資料の端々まで目配りできないこともあるのですが、部会、分科会の中で議論をいただいた点については、しっかりと見地を受け止める役割を果たしていきますので、部会、分科会においては、忌憚のない御意見をいただきたいと思いますと考えております。

ぜひ今年度もよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 続きます。本日お集まりの委員の皆様及び県の職員を紹介させていただきます。

お配りしている資料の次第の裏面にございます、出席者名簿の順に御紹介をさせていただきます。

はじめに、部会長をお願いしております、佐藤健委員でございます。

佐藤部会長 どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 副部会長をお願いしております、佐々木恵子委員でございます。

佐々木委員 よろしくよろしくお願いいたします。

司 会 続きます。青木俊明委員でございます。

青木委員 よろしくよろしくお願いいたします。

司 会 舘田あゆみ委員でございます。

舘田委員 よろしくよろしくお願いいたします。

司 会 梨本雄太郎委員でございます。

梨本委員 よろしくよろしくお願いいたします。

司 会 西川正純委員でございます。

西川委員 よろしくいたします。

司 会 寶澤篤委員でございます。

寶澤委員 よろしくよろしくお願いいたします。

司 会 なお、稲葉委員及び内田委員におかれましては、本日は所用のため御欠席となっております。

続きまして、県職員の紹介をさせていただきます。  
ただいま御挨拶を申し上げました、震災復興・企画部長の江口哲郎でございます。

震災復興・企画部長 江口です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会 震災復興・企画部参事兼震災復興政策課長の志賀慎治でございます。

震災復興政策課長 どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 震災復興政策課企画・評価専門監の寺嶋智でございます。

企画・評価専門監 よろしくをお願いいたします。

司 会 最後に、私、本日の司会を務めさせていただきます、三浦葉子と申します。  
なお、江口部長及び志賀課長は他の公務のため、これにて退席させていただきます。

震災復興・企画部長 それでは先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

震災復興政策課長 申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

司 会 続きまして、定足数の御報告をさせていただきます。

本日は、佐藤部会長をはじめ、7名の委員に御出席いただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

進行については、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、佐藤部会長に議長をお願いいたします。

佐藤部会長 今年度から、大変ベテランの井上前部会長の後を受けるといって部会長となりました。新米部会長というのが正直なところですけども、よろしくお願い致します。

ただいまの部長のお話にもありましたとおり、忌憚のない御意見をおっしゃっていただくと幸いですし、委員の皆様は大変お忙しいところだと思いますけれども、このお仕事をつつがなく遂行するためには、皆様の御協力が必須となりますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、はじめに議事録署名委員の指名がございます。名簿の順でお願いできればと思いますが、部会長、副部会長、欠席委員を飛ばしまして、今回は青木委員と館田委員のお二人にお願いできればと思いますがよろしいでしょうか。

それでは青木委員、館田委員、よろしくお願いいたします。

それから、本日は傍聴の方はいらしていないようですが、この会議は公開となっております。行政評価委員会運営規程第5条の規定により、今後傍聴の方がい

らっしゃる場合もございますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います、議事は大きく分けて2つございまして、まず(1)の「平成30年の政策評価・施策評価について」に入らせていただきます。

まず資料1を御覧いただければと思います。

書いておりますとおり、平成30年度政策評価・施策評価につきましては、知事から行政評価委員会への諮問がなされているところでございます。この諮問を受けまして、行政評価委員会条例の第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第2条の規定がございまして、この本部会で調査・審議を行うことになっていることから、本日皆様にお集まりいただいているところです。

それでは、今年度の政策評価・施策評価の状況につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

企画・評価専門監

それでは、平成30年度政策評価・施策評価について、説明させていただきたいと思えます。

初めに、この4月から新しく委員に御就任いただいた方もいらっしゃいますので、まずは政策評価・施策評価を実施するに当たっての大もとの計画であります「宮城の将来ビジョン」、それから「宮城県震災復興計画」の構成について説明させていただきます。

宮城県では、「宮城の将来ビジョン」に基づきまして、「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を基本理念としまして、「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」「安心と活力に満ちた地域社会づくり」「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」を県政推進の基本方向として施策展開を行ってまいりました。

こうした中で、平成23年3月11日に東日本大震災に見舞われ、県全域で極めて甚大な被害を被ったことから、『復旧』にとどまらない抜本的な『再構築』などを基本理念とする「宮城県震災復興計画」を策定しまして、復旧・復興を県政の最優先課題として取り組んでいるところでございます。

また、復興を達成するための期間を概ね10年とした上で、この計画期間を3期に区分しまして、平成23年度から平成25年度までの3年間を、被災者支援を中心に生活基盤や公共施設を復旧させる「復旧期」、平成26年度から29年度までの4年間を、直接の被災者だけでなく、震災の影響により生活・事業等に支障を来している方々への支援をさらに充実していくとともに、本県の再生に向けたインフラ整備などを充実させる「再生期」、今年度、平成30年度から32年を、県勢の発展に向けた戦略的に取組を推進していく「発展期」として、それぞれ設定しているところでございます。

本県では、「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」の政策・施策を一体的に推進する「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」を策定し、徹底した復興事業へのシフト・重点化を図りながら市町村・国・団体等と連携し、実施計画の推進に取り組んでいるところでございます。

加えまして、平成27年、人口減少への対応や東京一極集中の是正を目的とする「まち・ひと・しごと創生法」に基づきます「宮城県地方創生総合戦略」を策定し、「創造的な復興」と「将来ビジョン」の実現を加速し、その効果を最大化

するための推進力として位置づけてきているところでございます。

それでは、簡単な説明ではございますけれども、資料に基づいて、実施計画について説明させていただきます。

お手元の資料の2-1を御覧ください。

こちらは、ただいま簡単に説明しましたけれども、26年度から29年度の再生期の実施計画となっております。こちらは概要版であり、実施計画の全体像につきましては、少し厚くなりますけれども、資料2-2のとおりとなっております。こちらについては説明を割愛しまして、概略版で説明させていただきたいと思っております。

それでは資料2-1の11ページをお開きください。

こちらに記載の内容が、先ほど説明しました「宮城の将来ビジョン」の構成となっております。まず、政策推進の基本方向としまして、箱の中にローマ数字で示しています「富県宮城の実現」、次の箱の「安心と活力に満ちた地域社会づくり」3つ目の「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」、この3つを基本方向として定めております。

そして、それぞれの基本方向ごとに、例えば1つめの箱のすぐ下ですけれども、「1育成・誘致による県内製造業の集積促進」という大きな課題と、その下、資料では右にありますけれども、取組1としまして「地域経済を力強くけん引するものづくり産業（製造業）の振興」という個々の取組がございます。

評価に当たっては、向かって左側の課題、例えば今の場合ですと、1の「育成・誘致による県内製造業の集積促進」、こちらが政策となりまして、右側の個々の取組が施策となっております。ですので、「宮城の将来ビジョン」につきましては、5、5、4で全部で14政策と、あと取組は通し番号になってはいますが、33個の施策で構成されていることとなります。

次に、12ページを御覧ください。

12ページが震災復興計画の構成となっております。こちらでは、大きく箱の中の括弧書きで書いている7つの分野と、それぞれに対応しました3つないし4つの取組、この①、②、③と書いているところですね、こちらの取組で構成されているところでございます。評価に当たっては、この(1)から(7)の分野を政策、その下の丸で書いた①、②が個々の取組を施策と称しております。ですから、「宮城県震災復興計画」の場合は、7個の政策と24個の施策で構成されております。

ただ、こちらの上の(1)の②「廃棄物の適正処理」につきましては、こちらは災害廃棄物の処理を進める取組でございまして、災害廃棄物につきましては、平成26年3月で処理を完了しておりますので、27年以降はこちらの評価は行っておりません。ですので、復興計画に関しては施策の数は24ではなくて、(1)の②を除いて23個の施策となっております。

戻りまして1ページを御覧ください。

「1策定の趣旨」に記載されておりますけれども、そもそも実施計画と言いますのは、「宮城県震災復興計画」に基づく復興に向けた取組を進めながら、「宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像を実現するための推進事業を取りまとめた中期的な実施計画としまして、平成26年3月に策定したものでございます。その後、「地方創生総合戦略」の策定や「宮城の将来ビジョン」の改定等を踏まえ、現在

の「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（再生期）【平成 29 年度版】」として取りまとめたものがこちらでございます。こちらは、「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」、それから「地方創生総合戦略」共通の実施計画ということになっております。29 年度の評価につきましては、こちらの実施計画に沿って実施することとなります。

続きまして 3 ページを御覧ください。

3 ページの「3 計画の推進」に記載がございますが、本計画の進行管理につきましては、PDCA サイクルのマネジメント手法により、事業の執行状況や目的の達成状況を明らかにすることとしております。こちらに「有識者の意見も取り入れながら」云々との記載がございますが、その役割を担っていますのが、こちらの政策評価部会ということになります。

具体的な審議方法につきましては、議題の（2）で御説明申し上げますが、委員の皆様には各年度における県の取組状況につきまして、県の自己評価が妥当かどうかという視点から御意見を頂戴することとしております。

そして、説明が最後になりましたけれども、13 ページを御覧ください。

こちらが「宮城県地方創生総合戦略」の構成でございます。地方創生総合戦略は、戦略の柱となる 4 つの基本目標と、それぞれに対応した施策で構成されているところでございます。

この戦略の評価につきましては、条例に基づきます政策評価の対象とはなっておりませんが、行政評価制度の一環として評価を行うこととしております。

「宮城県地方創生総合戦略」の個別の事業につきましては、将来ビジョンと復興計画に包含されていることから、将来ビジョン、復興計画における基本票の評価内容を反映させて、地方創生に係る県の評価原案として取りまとめ、公表するとともに委員の皆様へ配付させていただいているところでございます。

なお、国の地方創生交付金を受けた地方創生関連事業につきましては、その成果を国から報告するようにと求められておりますことから、将来ビジョン及び震災復興計画の評価に係る審議を踏まえ、それを反映させた報告書として取りまとめた上で国へ報告させていただいております。

ですから、繰り返しになりますけれども、皆様には 11 ページそれから 12 ページに記載されております将来ビジョン、震災復興計画の政策・施策、実施計画にそれぞれ載っています推進事業の評価の妥当性を御審議いただくことになっております。

次に、県の評価原案の状況を御説明します。資料 3-1 を御覧ください。

こちらが、県の政策財政会議の中で原案として決定されたものになっております。

初めに 1 ページを御覧ください。

政策評価・施策評価の趣旨についてですが、本県では行政活動の評価に関する条例に基づき政策評価・施策評価を実施しております。こちらの書面は平成 29 年度の政策・施策評価の政策・施策及び施策を構成する事業を対象に評価原案の内容を御説明するものでございます。

次に、評価を行う目的についてですが、（1）の①、②、③の 3 項目が評価の目的となっております。また、（2）におきましては、先ほど御説明しました「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」及び「宮城の将来ビジョン・震災復興

興・地方創生実施計画」の策定経過等について説明しております。

続きまして、2ページを御覧ください。

先ほどの説明と若干重複しますが、中ほどの図に政策・施策の体系イメージをピラミッドで示しております。

まず、一番上に記載の「政策推進の基本方向」ですが、こちらは先ほど資料2-1の11ページで御説明しました「富県宮城の実現」など「宮城の将来ビジョン」で定める3つの政策推進の基本方向をあらわしております。その下に「宮城の将来ビジョン」、「震災復興計画」それぞれについて、政策、施策及びそれを構成する事業が示されておりますが、それぞれは目的と手段の関係となっております。下から順番に申し上げますと、施策という目的を実現する手段として事業がございまして、その施策を手段として政策という目的を実現していくことが、政策推進の基本方向の実現につながるというイメージだと御理解いただければと思います。

次に、3ページの中ほどの表を御覧ください。

政策評価・施策評価の対象、項目、基準についてまとめております。右側の施策評価では、目標指標等の達成状況や県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果を勘案しながら評価をすることとなっております。また、向かって左側、政策評価につきましても、施策の評価を基準として評価することとなっております。

続きまして4ページを御覧ください。

こちらに評価の流れをフロー図でお示しております。本日の会議はフロー図の4番にあります、「宮城県行政評価委員会（政策評価部会）での審議」となっています。それと並行しまして、2番及び5番にありますとおり、基本票及び要旨を公表するとともに、県民意見の聴取、いわゆるパブリックコメントについても進めさせていただいております。なお、評価の基準や評価の流れについては、議事の（2）において改めて御説明申し上げます。

次に、5ページを御覧ください。

こちらが各部局で作成しまして県の政策財政会議で了承を受けました、今年度の政策評価・施策評価の評価状況でございます。

政策・施策とも「順調」から「遅れている」の4つの区分により評価を行っております。それぞれの意味合いについては5ページの上の枠内を御参照いただければと思います。

初めに、宮城の将来ビジョンの体系における政策評価の状況ですが、5ページの表に記載してありますとおり、「順調」とした政策は0、「概ね順調」とした政策が10、「やや遅れている」とした政策が4つ、「遅れている」とした政策は0となっております。参考として一番下に昨年度の結果も記載しておりますが、昨年度と同じ評価ということになっております。

個々の政策・施策ごとの評価の一覧は後ほど御覧いただきますが、参考までに「やや遅れている」と評価した施策は、6ページの一番上、参考1に記載のとおり「アジアに開かれた広域経済圏の形成」など、合わせて4政策となっております。

次に、施策評価の状況ですが、7ページの上の表を御覧ください。

「順調」とした政策が1つ、「概ね順調」とした施策は21、「やや遅れている」

とした施策は11,「遅れている」とした施策は0となっております。なお,「順調」と評価した施策は,参考2に記載のとおり,「安全で安心なまちづくり」の1政策,「やや遅れている」と評価した施策は,参考3に記載のとおり「地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保」など,合わせて11施策となっております。

続きまして,8ページをお開きください。

8ページからは,震災復興計画の体系における評価の状況でございます。まず政策評価の状況ですが,表に記載のとおり「順調」が0,「概ね順調」が7つ,「やや遅れている」が0,「遅れている」が0となっております。

次に,施策評価の状況ですが,9ページの上の表でございますけれども,「順調」としたのが0,「概ね順調」が21,「やや遅れている」が2つ,「遅れている」は0という結果となっているところでございます。なお,「やや遅れている」と評価した施策は,参考4に記載のとおり「商業・観光の再生」など合わせて2施策となっております。

11ページ以降は,ただいま説明しました政策評価・施策評価の一覧表となっております。こちらには,政策・施策ごとに今年度の評価原案を記載するとともに,右端の欄には施策ごとの目標指標の達成度について記載しております。

また,16ページ以降に記載しております震災復興計画分につきましては,昨年11月から12月に実施しております県民意識調査の結果についても右端に記載しております。

続きまして,お手元の資料の最後に,参考資料1と参考資料2とありますが,こちらは地方創生総合戦略の評価結果を示した資料となっております。特に参考資料1ですけれども,地方創生総合戦略の評価につきましては,4つの項目ごとに数値目標やKPIの達成度,総括的な評価をまとめております。簡単な資料がこちら,参考資料2が詳細版となっております。こちらは,先ほど申し上げましたけれども,直接評価の対象とはなりませんので,参考までに配らせていただいております。

説明が長くなってすみません。次に,基本票について説明させていただきます。

まず,基本票については資料の3-2になります。

こちらは基本票の一部を抜粋したものでございます。今後分科会での審議に向けまして基本票に目を通していただくこととなります。まず資料の1ページ及び2ページについては,将来ビジョンの政策について評価している調書となっております。こちらは,「育成・誘致による県内製造業の集積促進」という政策についてのものであり,1ページの下側に記載のとおり,こちらの政策は「地域経済を力強くけん引するものづくり産業の振興」「産学官の連携による高度技術産業の集積促進」「豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興」の3つの施策から構成されております。

なお,それぞれの施策につきましては,目標指標の達成度及び施策ごとの評価原案を示しております。

また,2ページでは,政策としての評価原案,一番上に「概ね順調」と書いているところです。評価原案及びその理由,さらに,政策を推進する上での課題と対応方針を記載してございます。先ほど御説明しましたとおり,政策の評価は施策の成果等をもとに行うこととしているため,政策評価の調書はここまでの内容

となっております。

次に、3ページからが施策について評価している調書でございます。こちらは、施策の1「地域経済を力強くけん引するものづくり産業（製造業）の振興」についての内容でございます。中段の決算見込額は、後に出てくる施策を構成する事業の平成29年度における決算見込額の合計を示したものでございます。下段には、目標指標等について今回の評価を行うに当たっての目標値及び実績値、また、それぞれの達成状況を示しているところでございます。

4ページが施策評価の原案となっております。こちらは施策評価の基準である目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の成果等について、それぞれの担当課室において分析を加えております。

5ページは、施策を推進する上での課題と対応方針になります。こちらでは、PDCAサイクルを円滑に進めるに当たっての現在の取組における課題や、施策の実現に向けた今後の方策等を記載しているところでございます。

6ページから8ページが目標指標等の状況でございます。先ほど3ページでその概要を御覧いただきましたが、こちらでは施策ごとにその効果を見極めるために設定した個々の指標について、統計等を引用し、設定根拠や実績値について説明を加えているところでございます。

最後の9ページ以降が、施策を構成する事業の一覧になります。個々の事業について事業概要や平成29年度の実施状況、決算見込額、必要性や有効性の観点から見た事業の分析結果を示しているところでございます。

基本票は、このような構成のものが、「宮城の将来ビジョン」の場合では14政策、「宮城県震災復興計画」では7つの政策についてそれぞれ組み合わせられております。

今後実際の審議を行っていただくに当たっては、3人1組の3分科会形式でお願いしたいと考えておりますので、先ほども申し上げましたが、委員の皆様には御審議に当たり御覧いただく必要がある部分を抜粋してお送りしているところでございます。お送りした基本票は分科会の審議に使用いたしますので、分科会の際には御持参いただきますようよろしくお願いいたします。

議事の(1)30年度政策評価・施策評価についての説明は以上でございます。

佐藤部会長 御説明ありがとうございました。

大変多くの情報をよく整理していただいて、私自身は概ね理解したわけですが、特に新しく委員になられた先生方、御不明な点ですとか、今御説明の点につきまして御意見等もあるかと思っておりますので、何かございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、皆様にお考えいただいている間に私から1つ質問ですけれども、最終的に私たちの評価結果というのは、どういう形で県民の皆様にご覧いただけるような形になるのでしょうか。

企画・評価専門監 評価結果は県のホームページですとか、県庁あるいは各合庁にあります県政情報センター、情報コーナー、それから議会の図書室に、評価原案ですとか評価結果ですとかは閲覧できるようにしていますし、それにつきましては、県政だよりですとかラジオ放送ですとか、いろいろな媒体を通して県民の方々には周知

するようにしております。

佐藤部会長 私も県政だよりで見かけたような気がしましたが、私たちの苦労がこういうところにちゃんと見える形になっているんだなというのも思ったところです。  
委員の皆様からいかがでしょうか。

舘田委員 資料3-1の11ページからになりますが、達成度のAとかCとかいうものは、もともとの設定とか数値があって、定量的に決まって入ってくる値ですか。

企画・評価専門監 そうです。それで達成度に関しましては、達成した例を計算します。例えば100の数値に対して50達成したら50%というようになります。それを、資料3-2の1ページ、一番下を見ていただきますと、達成度ということで、その達成率のパーセントでA、B、C、あとカウントできないNと区分されていますので、ここに機械的に入れているような形になっています。

舘田委員 ここは機械的に、担当された課から出てきて、いろいろな市場状況とかで、機械的に評価できない部分については、今の3-2だと2ページみたいなところに、文言でその辺の課題とかが出てきているというふうに考えるということでしょうか。

企画・評価専門監 そうですね。目標指標は大きな目安にはなりますけれども、それ以外の定性的な部分、例えば評価シートであれば4ページを見ていただきたいのですが、目標指標の達成状況の分析ですとか、あと県民意識、社会経済情勢、個別の事業成果と、こういう観点から総合的に判断してもらって、「順調」ですとか「概ね順調」ですとかという形で評価してもらおうことにしています。

舘田委員 ありがとうございます。あと、その大もとになるいろいろな数値データというのは、見せていただけるのでしょうか。

企画・評価専門監 それが資料3-2の6ページから、6、7、8ページとありますけれども、こちらが各指標の各年度の推計と分析結果ですとか、あと必要に応じて補足的なデータも入れていますけれども、目標指標を分析した資料となっています。これは全ての目標指標についています。

舘田委員 分かりました。あと、数値そのものの持っていき方について、本当にそこだけで大丈夫なのかなとか、そういうことは質問すればいいんですよね。

企画・評価専門監 そうです。個別の内容については質疑応答で質問していただいても結構です。基本的に基準年度がありまして、そこから最初につくった目標について、どこまで達成したかというような割合でつけています。

舘田委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

佐藤部会長　ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

青木委員　大変初歩的な質問で申しわけございません。何分情報量が多くて、まだよく整理できていないのですが、我々は初年度なのでぜひ教えていただきたいんですけども、我々は、県で御提案いただいた達成度と、施策評価の「概ね順調」とか「遅れている」とか、その2つがこの自己評価でいいかどうかということを検討していけばよろしいのでしょうか。

企画・評価専門監　評価項目は、政策評価、例えば「順調」や「概ね順調」とございますが、そちらが妥当かというのと、その理由づけが妥当かということが1点でございます。

そして、もう一つは、課題と対応方針という項目が下にございますので、こちらについても、妥当だとか少し検討が足りないとか、委員の皆様から意見があるのであれば出してもらいたいと思います。

ですから、大きく分けまして、この政策評価の結果、それから課題と対応方針、この2点について最終的には皆様の御意見をいただきたいと考えております。

青木委員　承知しました。ありがとうございます。

佐藤部会長　確認ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

實澤委員　今、大体資料があると言われるんですけども、やはり自分が興味を持ったところがピンポイントで入っているかというところじゃないので、そういうところは質問の際に聞いていただいたほうがいいと思います。

あと、何年か前に設定した指標が、目標値もそのままになっていて、それを越えたのにまだこの目標値でいくんですかというようなことがあって、その目標値問題というのはいつも出てくるんですけども、そこについてはそういうものだと思うので、そこはお含みおきいただいて、必ずしもそこに出てくる指標だけで評価できるものではなさそうだとすることと、やはりこういう目標があってこう動いていますというところと、数値で評価しているところが乖離してくるところがあるので、本当にこの指標でよろしいですかというようなことは、私たちも聞くようにしていました。この部会の趣旨とは異なるかもしれませんが、経験上そんなことを思ったことがあります。

本質的には、行政でやっていることを、ちゃんと自分たちで評価できているかどうかを追認するのがお仕事だと思うんですが、ついついそこを越えていろいろと質問をしたりとか、本当にこんなんでいいんですかみたいなことを言ってみたりというところで、ちょっと外部査察的なコメントをさせていただくこともあります。先生方の思ったとおりにやっていただくといいのかなと思います。

佐藤部会長　貴重なアドバイスありがとうございます。

大分理解が深まって、やりやすくなってきたのかなとは思いますが、これでいいのかと思うような場面もちょくちょくありますし、忌憚のない御意見をいただければということだと思います。

それからこの評価というのは、事業費の多い少ないで何らかの重みをつけたり

ということではなくて、単純に、事業費にかかわらず達成度がついていますよね。

企画・評価専門監　そうですね。やはりハードものだと当然事業費は大きくなりますし、ソフトだと少なくなります。事業費が多いからやったというわけでもないですし、その辺は中身をよく審議いただいて、評価をしていただきたいと思います。

佐藤部会長　そのほかいかがでしょうか。もしよろしければ次の議題に入らせていただいて、最後にまたお気づきの点がありましたらお伺いしたいと思います。

2つ目、先に進ませていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事の2番目、「政策評価部会・分科会の進め方等について」ということで、分科会の委員の指名につきましては、行政評価委員会条例第6条第4項及び行政評価委員会運営規程第7条という規定で、部会長が指名をさせていただくことになっております。

資料4を御覧いただければと思います。

今年度の各分科会の所属委員及び担当政策・施策につきましては、資料4のとおりでお願いしたいと考えております。

確認させていただきますと、第1分科会は稲葉委員、館田委員、西川委員の3人です。それから第2分科会は、佐々木委員、梨本委員、寶澤委員の3人です。それから、第3分科会は青木委員、内田委員と私、佐藤の3人で担当をさせていただきます。そして、各分科会の中でお名前の前に二重丸が記載されている方に、その分科会の分科会長をお願いしたいと思っております。

本日、稲葉委員が御欠席されておりますけれども、第1分科会の分科会長をお引き受けいただくことにつきましては、事務局を通じてあらかじめ御了解をいただいているということですので、お知らせをさせていただきます。分科会の担当につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、事務局から分科会の進め方について御説明お願いいたします。

企画・評価専門監　それでは引き続き説明させていただきます。

政策評価部会・分科会の進め方については、お手元の資料5から11を使いながら、特に御留意いただきたいポイントを中心に説明させていただきます。なお、説明の都合上、資料の参照が前後する場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、資料5を御覧ください。

こちらが今年度の政策評価・施策評価関係の全体スケジュールになっております。黒丸のついている項目が行政評価委員会、政策部会及び分科会関係のスケジュールになっております。今年度の評価については、2月下旬から庁内各部署において作業を進めており、先週5月15日に知事から行政評価委員会委員長への諮問を行っているところでございます。本日が第1回の政策評価部会の開催となっておりますが、並行いたしまして評価原案の公表と県民意見の聴取、いわゆるパブリックコメントを始めたところでございます。なお、県民意見の聴取につきましては、6月21日までの31日間を予定しております。

各分科会につきましては、5月28日以降に3回の開催を予定しております。詳細については、また説明させていただきます。各分科会での審議を経まして、

7月上旬に答申案を取りまとめるための第2回政策評価部会を開催した後、7月中の答申をお願いしたいと考えております。その上で、9月には県の最終評価を決定、公表するほか、県議会へ報告することとしております。このほか、政策評価・施策評価関連では、11月から12月にかけて県民意識調査を実施することとしております。

次に、資料6を御覧ください。

こちらが政策評価部会分科会の進め方についての資料となっております。まず、一番上の1「政策評価部会各分科会の審議・判定の範囲について」ですが、点の1つ目にありますとおり、委員の皆様には、将来ビジョン、復興計画及び実施計画の体系に基づきます21政策、56施策の審議・判定をお願いいたします。点の2つ目になりますが、判定の対象は「政策・施策の成果」に係る県の評価原案の妥当性となっております。点の3つ目ですが、「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」については、県の評価原案に対して委員の皆様から御意見をいただくこととしております。

続いて、2「分科会の進め方」について御説明いたします。

分科会の進め方につきましては、これまで全ての政策・施策について担当課を呼びまして、対面審議を実施しておりました。審議時間、開催回数の面で委員の皆様にも大変大きな負担となっていましたことから、昨年度より書面審議を導入しまして、審議の効率化を図っているところでございます。昨年は、論点整理の段階で事前に提出していただきました質疑事項に対する県からの回答をもとに書面審議とする政策・施策を選定いただき、全体では政策につきましては21政策中11政策、52%を、施策については56施策中の36施策、64%を書面審議いたしました。分科会の開催回数は平成28年度の14回から9回に削減いたしております。

分科会後に開催しました第2回の部会におきましては、部会長より概ねよろしかったとの総括をしていただいておりますので、今年度につきましても書面審査を用いた審議を引き続き行っていきたいと考えております。

それでは、改めて今年度の分科会について御説明します。

まず、2の黒四角の1つ目ですけれども、委員の皆様から各政策・施策に関する質疑事項の事前提出及び県からの回答の事前準備を可能な限り行うこととしてございます。なお、質疑事項につきましては、※印のところに書いておりますが、各分科会の3日前の午後5時までの提出をお願いします。また、3日前までの間に土日がある場合は、申しわけございませんが土日は日数にカウントしませんので、お忙しいとは思いますが、どうぞよろしくをお願いします。ですから、資料11を御覧いただきたいのですが、右端に質疑事項の提出日時を記載しております。第2分科会の1回目、2回目、それから第3部会の1回目、2回目は、この3日前に土日を挟んでおりますので、提出日については御注意いただきますようよろしくお願いいたします。

では、資料の6に戻ります。

次に黒四角の2つ目でございますけれども、論点整理において書面審議とする政策・施策と対面審議にする政策・施策をそれぞれ選定していただくこととなります。なお、政策・施策については片方の選定状況にかかわらず、書面審議とするか対面審議とするか選定していただくこととなります。ですから、例えば政

策は書面でいいけれども、施策だけは対面にする、その反対も当然あり得るということでございます。

書面審議については当日審議対象の半数を目安と考えております。また、書面審議とする政策・施策の選定基準につきましては、そのイから二に記載しているとおりでございます。

また、黒四角3つ目ですけれども、対面審議とされた政策・施策については、判定を行うために必要な質疑事項を厳選していただきますようよろしくお願いいたします。

黒四角4つ目ですが、対面審議に係る質疑応答時間につきましては、記載のとおり1政策につき10分、1施策につき15分が目安となりますので御協力よろしくお願いいたします。

下から2つ目の黒四角の※印を御覧ください。政策及び政策に係る対面審議に当たり、出席をする担当課室の考え方となっております。

最後に一番下の黒四角ですが、全ての政策・施策について、県の評価原案に対する意見の集約を行い、判定及び判定理由等の決定を行っていただくこととなります。

次に資料7を御覧ください。

こちらは分科会当日の具体的な流れについて説明した資料でございます。委員の皆様には、初めに論点整理を行っていただきます。論点整理におきましては、書面審議とするか対面審議とするかの選定を行っていただきます。このとき、先ほどの繰り返しになりますけれども、構成する施策が対面審議とされた場合であっても政策自体が書面審議でよろしければ、政策については対面審議を行いません。

続いて、書面・対面を決定した後、対面審議とされた政策・施策につきまして質疑事項の厳選を行っていただきます。

次に、書面審議とされた政策・施策について判定、それから判定理由等を決定していただくこととなります。

第2回以降の各分科会の場合は、前回の審議案件につきまして事務局が調整しました「審議結果報告書(案)」、これについては後から説明したいと思いますが、そちらの確認をしていただくこととなります。

事務局から当日の進行等の確認を行った後に、対面審議を決定した政策・施策につきまして対面審議を行うこととなります。対面審議とされた施策について質疑応答をしていただきますが、所要時間につきましては1施策当たり、先ほど申しましたとおり15分となります。複数の施策がある場合は同様に質疑応答を繰り返していただきます。施策評価の質疑応答を終了後、その上にあります政策評価の審議を行います。施策の場合と同様審議等を行い、概ね10分程度を目安に審議をお願いしたいと思います。対面審議とした政策・施策については、対面審議を終了し県の関係課の職員が退席した後に、判定及び判定理由の決定を行っていただくこととなります。

なお、目標指標の担当課室及び事業担当課室につきましては、例年同様、施策についての審議のときのみ出席し、政策の審議には出席しませんので、目標指標や事業に関する御質問は施策評価の審議時をお願いいたします。政策評価時には政策担当課と施策を取りまとめた施策担当課しか出席いたしませんのでよろし

くお願いします。

次に、資料8を御覧ください。

こちらは、政策評価部会・分科会における諮問から答申までの流れを記載したものでございます。先ほど資料5で大まかなスケジュールについて説明させていただきましたので、特に留意いただきたいポイントをピックアップしながら説明させていただきます。

②「第1回部会開催」の枠内の下から2行目にありますけれども、先ほども説明しましたが、委員の皆様には、お忙しい中大変恐縮でございますが、分科会開催の3日前の午後5時までに質疑事項を提出していただきたいと思っております。

次のページの別紙1を御覧いただきたいと思っております。

こちらが、サンプルとして第1分科会で御審議いただく政策・施策の一部をお示したものです。これが要質疑事項の様式でございます。この様式に委員の皆様が担当される政策・施策について疑問点等を記載していただき、それについての担当課からの回答を事務局で取りまとめ、論点整理において書面審議、対面審議の選定や質疑事項の厳選に活用していただく予定となっております。表中の対面審議の欄には、対面審議を希望する政策または施策について丸印を記入願います。また、質問事項の欄には、質問事項のうち対面による回答を希望するものについても丸を記載していただければと思います。なお、各委員の皆様にお使いいただく質疑事項の様式は、御担当される政策・施策ごとに会議資料とはまた別にメールでお送りしますので、後ほど御確認ください。

次の別紙2を御覧ください。

こちらは、要質疑事項に対する担当課からの回答様式になっております。こちらの一覧表で各質問に対する担当課の回答が見られるということになります。

次に資料8の1ページに戻っていただきまして、③の「分科会開催」についてでございますが、資料中ほどにございます③-1「論点整理」では、分科会における対面審議の前の論点整理をお願いすることになります。当日は、委員の皆様から事前に御提出いただきました要質疑事項への回答をまとめたものを配付いたしますので、書面審議とする政策・施策の選定や、対面審議の場合には、判定に必要となる論点や質問等をまとめていただくようお願いいたします。書面審議の選定に当たりましては、当日審議対象となる政策・施策の半数程度になるように調整していただければと思っております。

次に、③-2「対面審議」ですが、質問等はそれぞれの分科会の事前の論点整理等を踏まえて行っていただくようお願いいたします。

最後に③-3「判定及び判定理由等の決定」ですが、分科会での書面審議または対面審議の結果をもとに答申意見につながる判定理由を集約し決定した上で、別紙3-1と3-2の「審議結果報告書」を作成することになります。別紙3-1が政策、裏面の別紙3-2が施策となっております。審議結果報告書の記載内容については、また改めて説明させていただきます。

資料9を御覧ください。

この様式は「政策・施策の成果」及び「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」について、県の評価結果の妥当性を判断していただく際の審議のポイントを記載したものでございます。

表面が政策評価、裏面が施策評価の様式となっております。裏面を見ていただ

きまして、例えば「施策の成果」の欄を御覧いただきたいんですけども、委員の皆様には県が行う「順調」、「概ね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」の4つの段階の評価原案につきまして、目標指標等の達成状況や県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、その評価が妥当かどうかという御判断をお願いすることになります。その判定につきましては「適切」、「概ね適切」、「要検討」の3段階でお願いしたいと思います。あわせて判定期理由の決定もしていただきます。箱枠内に書いてありますけれども、「適切」とは、県の評価原案についての評価理由が十分であり、評価は妥当であると判断されるものを指します。

「概ね適切」とは、県の評価原案については評価理由に一部不十分な点が見えるものの評価は妥当であると判断されるものを指します。ですから、評価結果はいいですけども、理由が十分か否かで「適切」か「概ね適切」かに分かります。

「要検討」とは、評価の理由が不十分で、評価の妥当性を認めることができないため評価内容を検討する必要があると判断されるものを指します。下には、参考として判定の流れのフロー図を記載しております。

ですから、委員の皆様には、まず県が行った評価が妥当か、あるいは妥当性を認めることができないかの御判断をしていただきます。評価が妥当である場合には、評価理由の記載内容を御確認いただき、その内容が十分であると考えられる場合は「適切」で、例えば、評価理由の記載内容が足りない、あるいは明確でないとか、一部不十分であると考えられる場合は「概ね適切」となります。なお、「概ね適切」と御判断の際は、検討を要する箇所を明示していただくこととなります。

一方、評価理由が不十分で評価の妥当性を認めることができない場合には、要検討と判定をしていただいた上で、検討を要する箇所を明示していただくこととなります。

なお、審議の参考にしていただくため、資料10としまして平成29年県民意識調査結果報告書の概要版をお配りさせていただいております。こちらの調査では、「宮城県震災復興計画」の体系に基づく調査を実施しておりますので、基本票においては、「宮城の将来ビジョン」の体系では復興計画の体系における類似施策の調査結果等から傾向や推移について整理分析しております。

資料9にまた戻っていただきまして、次は、施策を推進する上での課題と対応方針の欄について御説明いたします。

こちらは、施策の成果等から見て設定されている課題と対応方針の内容が妥当かどうかという観点で判断していただきます。県の原案に対しまして何か意見がある場合には、具体的にその内容を決定していただくという形になっております。

こうして、まとめていただきましたものが、先ほど御説明申し上げました、別紙3-1、3-2の「審議結果報告書」ということになります。別紙3-1が政策評価、別紙3-2が施策評価の様式となっています。例えば、別紙3-1を御覧いただきたいのですが、上側の「県の評価『政策の成果』に対する判定」という項目がありますけれども、県の自己評価に対し「適切」、「概ね適切」、「要検討」の3段階のいずれかで判定をしていただきます。なお、判定結果を示す一番上の「適切」についての判定理由は記載のとおりでございます。「概ね適切」、「要検討」の場合は記載例のとおり判定の理由を明示していただき、どの部分について

説明が足りないかななどの個別に記載をお願いすることになります。

下側の「県の『政策を推進する上での課題と対応方針』に対する意見」の欄につきましては、県が示す原案に意見がある場合について、その内容を記入していただくということになります。

裏の別紙3-2は施策ですけれども、考え方は同じになっております。

最後に、資料11を御覧ください。

分科会の進め方につきましては、これまで御説明したとおりですが、こちらの資料がそれぞれの分科会の日程となっております。分科会の開催は5月28日の第2分科会に始まり、6月14日の第1分科会をもって終了する予定としております。なお、第1分科会の2回目については日程が合わなくなった部分がございますので、現在調整中です。日程が決まり次第、各分科会委員様にはお知らせしたいと思います。委員の皆様にお集まりいただく時間及び判定終了の予定時刻等については記載のとおりとなっております。実際の判定終了時間については対面審議を要する項目の抽出状況によって変わってまいります。ここでは御審議いただく政策・施策の半数程度が対面審議となった場合に想定される終了時間を記載しているところでございます。開催場所は、記載のとおり、本日お集まりいただきましたこの9階の第1会議室となっております。

限られた期間で相当のボリュームを御審議いただくことになり、委員の皆様には多大な御負担をおかけすることになりますが、円滑で実りある御審議のためにも、資料8の説明の際に申し上げたとおり、対面審議を要する案件の事前抽出や要質疑事項の御提出について御協力をよろしくお願い申し上げます。

長くなりましたが、議事(2)「政策評価部会・分科会の進め方等について」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

佐藤部会長      ありがとうございました。

だんだんおしりに火がついてきた感じがしますが、今御説明のありました審議の進め方について、御不明な点等ございましたら御発言いただければと思います。

西川委員      初めてでよく分からないのですが、今のお話で、その評価の部分というのは、こちらを使うということになるのですか。

企画・評価専門監      そうですね。そちらの評価シートです。

西川委員      ではこれに基づいてやるという形で、この中にシートが入っているわけですね。まだ確認できていなくて申し訳ございませんが。

寶澤委員      多分、エクセルのシートを送ってもらえて、それに書き込む感じになります。

西川委員      それはまた後からですかね。

企画・評価専門監      それはまた後でお送りします。

實澤委員 23日締め切りで、ええっ、と思って。

企画・評価専門監 ええ、そうですね、読むものが多くて恐縮ですけども。

西川委員 それでそのシートには、今のお話の別紙1と3が入っていると。

企画・評価専門監 いえ、別紙の3は審議結果をまとめるものなので、後からお配りします。

西川委員 別紙1だけが先に来て、別紙3は別に後から来ると。

企画・評価専門監 ええ、別紙の1だけ先にお送りしますので、質疑事項と対面希望の有無についての提出をお願いします。

西川委員 分かりました。

佐藤部会長 短期間、この2週間くらいでばたばたと3回に分けてですね。各分科会で審議対象を3分割くらいにさせていただいて、同じやり方で3回繰り返すというような形ですね。

西川委員 3分割というのはどうやって分けるかというのは決まっているのでしょうか。

佐藤部会長 資料11の審議対象というところに記載があります。

西川委員 はい。分かりました。

佐藤部会長 事務局からその審議対象についての資料が送られてきますので、それに対してレポートを期日までにお出しいただくということなんですけれども、冒頭提出していただくまでの時間が本当に短くて、私も遅れがちになって反省しないといけなくて、御協力いただかないといけないという状況ですね。  
そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

實澤委員 比較的我々のところでは、自分の興味のあるところも含めて何か気になったところがあって書かせていただくと、時間があればあっただけ丁寧に、関係各所から返事があります。当日来て、ちゃんと答えているかなと回答を見ると、半分くらいは質問の意図に沿った答えが返ってきていて、残り半分くらいは煙に巻こうとしているように感じるので、そういうところは対面審議で話を聞きましょうというようなことを繰り返していました。  
あと、私も最初悩んだのですが、結局どう意見を書いていいかというところがすごく難しいと思うんですけども、大体我々はやり取りをしながらカーッとなっていて、こここのところはないとだめだみたいなことを言うんですけども、こういった趣旨でこういったことはきちんとというところを、担当者に行行政用語に直していただけるので。質問の趣旨についてうまく伝わらないと、ずれた回答が返ってくるので、それに対して対面でお話をして、じゃあこここのところは直して

ほしいという言い方で。ただ、あくまで行政資料なのでそこまではとか、あとここではここまで求められていないというときに、やんわりと「このような修正を求めます」という言葉に変わって出ていって、それが余りにもふんわりしているときには、もう少し強めにお願いしますとリクエストして直していただけるので、大体そういったやり方でうまくいったのかなという気がします。佐々木先生、そんな感じですよ。

佐々木委員 はい、寶澤先生のおっしゃるとおり、私も最初慣れないときは、まず何を質問していいかが分からないので、ものすごく細かく、事業まで全部見て、この事業何だろうなという質問までしていた経緯もあるんですけども、それぞれの各分野の専門の先生方がお集まりですので、私たちの分科会でもそうでしたが、それぞれの専門のところにより深く委員が入っていくというようなところだったので、先ほども寶澤先生がおっしゃったように、御自身の気になるところとか、得意なところをどんどん聞いていただければいいのかなと思っています。

佐藤部会長 ベテランの委員の先生方、ありがとうございます。そういうことで、どうしてもやはり全ての政策・施策にわたって、同じ密度で意見を上げるというのなかなか現実的ではないと思いますので、特に気になったところを重点的に御指摘いただければいいのではないかなと思っています。

青木委員 すみません、最初から大変恐縮なんですけれども、第3分科会の第1回の事前聴取の締め切りが24日の17時となっているんですが、明日は出張で、明後日は一日授業がございまして、ほぼほぼ難しいと思うんですよね。別途締め切りものもあと2つございまして、対応が恐らく24日の夜中か、もしくは頑張っても25日になってしまうかと思いますが、よろしいでしょうか。

企画・評価専門監 では、可能であれば25日の朝一にいただけると助かります。

梨本委員 ほかの会するときも同じ考え方でよろしいですか。次の日の朝で。

企画・評価専門監 できれば夕方にもらったものを整理して、その日のうちに各課に返したいのですが、どうしても難しい場合は連絡いただければと思います。

佐藤部会長 そのほか、いかがでしょうか。

書面審議と対面審議で分けるということは、効率化ですとか、それから審議の対象によってメリハリをつけるというようなことにもなると思うんですけども、昨年度から始めまして、昨年度の委員の皆様からも概ねそのやり方で、書面審議で済むところは書面審議でというような全体的な合意がさなれておりますので、今年も事務局の御説明があったとおりにそのように進めさせていただいて、今年度終わった後、また御意見を委員の皆様からもいただければと思っていますところですよ。

寶澤委員 すみません、感想を。私は以前の事前説明があったときと、去年の対面、書面

の選定をしてからという2つのやり方を見ているんですけども、全部対面で見ようとする、概要説明というのを必ず全てのところでやるということで、あまり質問もないのに、概要説明を10分くらい聞かされて、それについて何か1つか2つ、そんなに問題にならなそうなところについて、形式上とりあえず質問をして、問題ありません、ということに、合わせて30分くらい時間を費やしていたのが、聞きたいところは聞いてもらってよろしいかと思うんですけども、大事なところに重点を絞ってお話ができるようになって、日数の確保は減りましたが、そんなにその日のしゃべる量は変わらなかった記憶があります。むしろ聞きたいところを、後を考えずに聞けるようになってよかったかなというのが率直な意見です。

あと、多分対面か書面かで悩んだら、多分最初は対面でやりたいですと言ってしまっていていいんだと思います。対面を半分にしなきゃならないからとか思うと、重みが、我々がさぼっているように言われてしまうので、気になるところは全部対面で見ていただいてよろしいかと。対面での概要説明がなくなったのはすごく大きかったんじゃないかと思っていました。

佐藤部会長 はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

梨本委員 本当に資料が多くて戸惑っていたところだったのですが、具体的な課題とは別に、少し戻りますが、評価そのものの考え方について教えていただきたいと思います。資料3-1の5ページ以降に、評価状況についてということで、「順調」、「概ね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」というようなことで分かれている表があるわけですけども、例えば、5ページでいうと、「順調」0、「概ね順調」10、「やや遅れている」4、「遅れている」0、これが30年度の現時点での案ということなんですよ。それから下の欄に参考で29年度の評価結果というふうにあって、0、10、4、0というような同じことになっているんですけども、どの政策が「概ね順調」でどの政策が「やや遅れている」というのは、これは昨年29年度と30年度というのは同じ10と同じ4なんですか。

企画・評価専門監 政策につきましては全く同じです。施策については若干の入れかえがありまして、結果として同じになっています。具体的にどれかというのは11ページを見ていただきたいんですけども、11ページからビジョンの評価があるんですけども、この1、2、3と書いてありますものが政策でございまして、その右側に「概ね順調」などと書いてありますんですけども、それが評価内容になっています。

梨本委員 ありがとうございます。今のことを伺ったのは、例えば「やや遅れている」というような結果が出てきたときに、遅れているのであれば、それにあわせて目標を修正すれば、次の年には「概ね順調」というようなことになるかもしれないし、政策の内容によっては、そういうふうに目標値を修正せずに、あくまでもその目標に向かっていくから、いつまでたっても「やや遅れている」ということだってあり得るし、そのあたりは政策の中身によっても違ってくるのかなと思っているんですけども。考え方としては目標値を修正してでも「概ね順調」あるいは「順調」に全部向かっていくというようなことでもないのか、ケース・バイ・ケース

だと思いますが、そのあたりの考え方を教えていただければと思います。

企画・評価専門監 評価を「順調」とするために目標値を下げるというのはやはり違うと思います。あくまでも目標値は目標値として、それが本当に順調に来たのか遅れているのかという、県が判断した評価が妥当かどうかを見ていただきたいですし、具体的にここがだめだ、あるいはもっと頑張れというのであれば、課題と対応方針のところに意見を入れていただければと思います。

今の政策について、県が「遅れている」と評価していたら、それはそれで反省しているという判断ですので、目標値を下げて評価を上げるというのは別だと思っています。客観的に、あくまでも現状がどうかということで、足りなかったら課題と対応方針をもっとしっかり書いて、もっと励め、頑張れということで評価していただければと思います。

梨本委員 その辺はやっていく中でだと思いますけれども、勉強したいと思います。ありがとうございました。

寶澤委員 その話で、意外と役に立っているのが、前年度、前々年度の我々のレビューのときの書類です。去年も同じことを言ったのにということが結構ありますが、担当者も変わるので、去年「このところを気をつけます」と言っていたのに、課題と対応方針が去年と全く同じで、去年もここを何とかしてくださいと言いましたよねという話をすると、「すみません、担当が変わって分かりません」とか言われたりします。

多分県の方々も、すごくお忙しい中やっているのでも、大体これくらいの数字が出てきたらこういう言葉を入れておくといいみたいなものがあると思うんですね。そこは時に機械的になっている部分がありますので、もし興味があればよろしく、事務局に言うとか過去の書類を見せてもらえるのかなと思います。

結局、我々が書き込めるところとかお願いできるところは、その課題と対応方針にこんなことを入れてくださいというところで、AだったとかBだったとか順調だ、概ね順調だったとかというところを変えたのは、一度、自分たちではどうにもならないのに「遅れている」と評価していて、頑張っているから、「やや遅れている」くらいにしたらいんじゃないというようなことを言ったくらいでした。

実は評価の部分は、概ね県庁の方々には間違われないので、大体そのとおりですとなつて、その課題と対応方針のところ、先ほども言ったとおりふんわりと書いていただけて多いため、やってなさそうなところをやってくださいということを書いて、外部評価委員らしくコメントするというところ、外部評価をきちんと受けた上でやっているというところを見せることが仕事なのかと思っています。

結局、その同じことを同じように指摘するようになると結構エネルギーを割くので、特に担当の先生が変わられている今回が実はチャンスじゃないかと思います。前にどういう議論があったのかを少し見ていただければと思います。

あと、私が委員になって気づいたのが、1年やって、前回言ったことが反映されてないなと思うことがありました。それで、どうしてそれが反映されていない

かという、今年も 29 年度の評価をするんですけれども、29 年度の反省を生かして、県は既に 30 年度の事業を始めているんです。そうすると、次の年に評価をするのは、我々がコメントする前に始まっている事業についての評価で、今年も評価が固まるまでに半年が終わってしまっているんで、こういうところを対応してくださいねとコメントしたことが事業として反映されるのは、多分 31 年度からになるんですね。そういった、息の長いものなので、最初は少し驚かれるかと思えますけれども、私が当時戸惑ったことを今日この場でお伝えしておく、先生方の戸惑いが少ないかと思いました。

佐藤部会長 貴重なアドバイスを本当にありがとうございます。

企画・評価専門監 確かに、全く同じようなことを書いているところは事務局としても見ていまして、書き直すようにと言っていますけれども、数が多くて見落とす部分もあるので、そこは質疑事項で出していただければと思います。

あと、今おっしゃったとおり、今回の評価は 29 年度の政策・施策の評価でありまして、評価結果が予算に反映されるのは、31 年度予算になります。ですから、今おっしゃったように少しタイムラグがあるので、そこは御了承いただければと思います。

佐藤部会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

佐々木委員 先ほどの書面審議と対面審議の話ですけれども、対面審議の中で、このシートに書かれていないことをこちらが質問すると、どんどん話されて、これだけのことをすごく一生懸命やられているなど感動する場面が幾つかありました。一方で、その反対ももちろんあります。あと、私たちがお話ししたことをしっかりと変えてきていて、本当に伝わったなと感じたとか、そういういいこともありました。

この事業は P D C A サイクルのマネジメント手法というのを大きく持ち出しているんで、そこが P D C A サイクルになっていませんよねというような指摘は、ものすごく多くしてきたような気がします。それは、私たちがもう何回も同じ話と思いつつも、やはりお伝えしていくべきところなのかなとも感じています。

佐藤部会長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

議事の（２）番につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、１個前の（１）も含めまして、言い忘れたことですか、全体を通して何かございましたら御発言いただければと思います。

寶澤委員 先ほど佐々木委員からもありましたが、この評価委員をやっている、本当に県庁の方々がよく県民のために頑張ってくさっているんだなというところをすごく感じます。その中で多分進んでいないところ、進んでいるところ、手が回り切っているところ、回り切っていないところというのがあると思うんですけれども、こうやったらもっとうまくいくんじゃないかというところについては、本当に丁寧に対応していただけていると思いますので、私はすごくやりがいを持って

やらせていただいております。いろいろと言いましたけれども、すごくやりがいを持ってやっているということを最後にお伝えできればと思いました。

佐藤部会長      ありがとうございます。それでは、委員の皆様よろしいでしょうか。  
それでは、今月末から6月中にかけて、ばたばたするかと思いますけれども、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。  
これで議事を終了させていただきたいと思います。6月まで分科会を行いまして、その後、次回この部会を開催させていただくのは7月上旬を予定しておりますけれども、日程につきましては、また御連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いしたいと思います。  
それでは、事務局にマイクを返させていただきます。

司      会      長時間の御審議、お疲れ様でございました。  
それでは、以上をもちまして平成30年度第1回政策評価部会を終了いたします。  
本日はどうもありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人      青木   俊明      印

議事録署名人      館田   あゆみ   印